

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年3月25日

【事業年度】 第44期(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

【会社名】 ビーピー・カストロール株式会社

【英訳名】 BP Castrol K.K.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小石孝之

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目11番2号  
ゲートシティ大崎イーストタワー

【電話番号】 03-5719-6000(代)

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 渡辺克己

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目11番2号  
ゲートシティ大崎イーストタワー

【電話番号】 03-5719-7875

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 渡辺克己

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

回次		第40期	第41期	第42期	第43期	第44期
決算年月		2016年12月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月
売上高	(千円)	12,806,936	12,641,584	12,681,843	12,534,244	10,829,191
経常利益	(千円)	3,199,829	2,994,487	2,462,138	2,552,480	2,448,386
当期純利益	(千円)	2,082,494	2,035,550	1,649,700	1,697,436	1,558,090
持分法を適用した場合の投資利益	(千円)	-	-	-	-	-
資本金	(千円)	1,491,350	1,491,350	1,491,350	1,491,350	1,491,350
発行済株式総数	(株)	22,975,189	22,975,189	22,975,189	22,975,189	22,975,189
純資産額	(千円)	11,753,121	11,501,483	11,122,021	11,025,517	10,969,737
総資産額	(千円)	15,072,844	14,451,056	14,151,117	13,875,330	13,857,239
1株当たり純資産額	(円)	511.94	500.98	484.45	480.25	477.82
1株当たり配当額	(円)	91.00	91.00	75.00	75.00	69.00
(内1株当たり中間配当額)	(円)	(26.00)	(35.00)	(32.00)	(35.00)	(30.00)
1株当たり当期純利益金額	(円)	90.70	88.66	71.85	73.93	67.86
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	78.0	79.6	78.6	79.5	79.2
自己資本利益率	(%)	18.1	17.5	14.6	15.3	14.2
株価収益率	(倍)	15.2	23.3	17.0	20.5	18.1
配当性向	(%)	100.3	102.6	104.4	101.4	101.7
営業活動による キャッシュ・フロー	(千円)	2,853,131	1,689,415	1,797,830	1,950,957	1,825,926
投資活動による キャッシュ・フロー	(千円)	60,522	558,749	133,111	119,245	111,746
財務活動による キャッシュ・フロー	(千円)	1,581,898	2,292,910	2,018,263	1,789,290	1,605,047
現金及び現金同等物の 期末残高	(千円)	2,868,832	1,706,586	1,353,042	1,395,464	1,504,597
従業員数		109	112	110	108	108
(外、平均臨時雇用者数)	(人)	(17)	(17)	(20)	(15)	(18)
株主総利回り	(%)	121.1	184.3	121.3	151.5	133.8
(比較指標：配当込みTOPIX)	(%)	(100.3)	(122.6)	(103.0)	(121.7)	(130.7)
最高株価	(円)	1,597	2,325	2,177	1,624	1,530
最低株価	(円)	999	1,389	1,152	1,179	989

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。  
2 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。  
3 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。  
4 従業員数は、就業人員数を記載しております。  
5 最高株価及び最低株価は、東京証券取引所第一部におけるものであります。  
6 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を第43期の期首から適用しており、第42期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。

## 2 【沿革】

年月	事項
1978年9月	東京都港区に日本英潤株式会社設立(資本金1,000万円)。 ザ・プリティッシュ・ペトロリアム・カンパニー・ピーエルシー(現社名 ビーピー・ピーエルシー)の自動車用及び工業用潤滑油の輸入、製造(製造委託)、販売を開始。
1978年10月	商号をペトルルプ・インターナショナル株式会社に変更。
1978年12月	ビー・ピー・ピーエルシーとの間に「商標、製造ライセンス契約」並びに「販売契約」を締結。
1982年5月	本店を東京都千代田区に移転。
1984年12月	ビー・ピー・ピーエルシーが当社に資本参加。
1989年5月	販売促進活動を専門に担当する子会社、株式会社ピーエスピー(2003年4月 ペトロ・トレード・インターナショナル株式会社に商号変更)を設立。(2006年8月に清算)
1989年12月	ビー・ピー・ピーエルシーグループである潤滑油会社ダッカムの潤滑油の日本国内市場における輸入、製造(製造委託)、販売を行うため、子会社ユーロオイル・ジャパン株式会社(2005年1月現社名 ビーピー・ルブリカンツ株式会社に商号変更)を設立。(2009年 ダッカムブランド潤滑油の販売終了)
1990年3月	製品の物流業務を担当する関係会社ペトニック株式会社を日興産業株式会社と共同で設立。(出資比率50:50)
1992年5月	神奈川県厚木市に物流業務のコントロールタワーとしてオペレーションセンターを開設。(2007年3月に閉鎖)
1994年1月	オペレーションセンターの土地(1,613㎡)、建物(1,288㎡)を取得。(2007年3月に売却)
1995年3月	日本証券業協会に店頭登録。
1997年9月	本社所在の土地(363㎡)、建物(2,802㎡)を取得。(2006年6月に売却)
2000年3月	東京証券取引所市場第二部に上場。
2000年10月	ペトニック株式会社の全株式を取得し、100%子会社化。(2000年11月 ハイパー・オペレーション株式会社に商号変更。2008年1月に清算)
2003年3月	東京証券取引所市場第一部に銘柄指定。
2005年1月	ビーピー・ジャパン・ルブリカンツ株式会社と合併し、ビーピー・カストロール株式会社に商号を変更。
2005年8月	東京都品川区に大崎オフィスを開設。
2006年3月	本店を東京都品川区に移転。

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社、非連結子会社2社及び親会社で構成され、当社は、高性能かつ高品質なBPブランド及びCastrolブランドの自動車用潤滑油の販売を主たる事業としております。当社では製品開発、原材料調達、マーケティング活動、セールス活動を行い、製造機能は国内の協力工場に委託しております。

当社の主要な取扱い製品はガソリンエンジン油、ディーゼルエンジン油、自動車ギア油、ATF（CVTフルードを含む）、ブレーキフルード、カーケア用品などではありますが、エンドユーザーの嗜好、こだわりに合わせて両ブランドの製品構成及び販売ルートを決定しております。

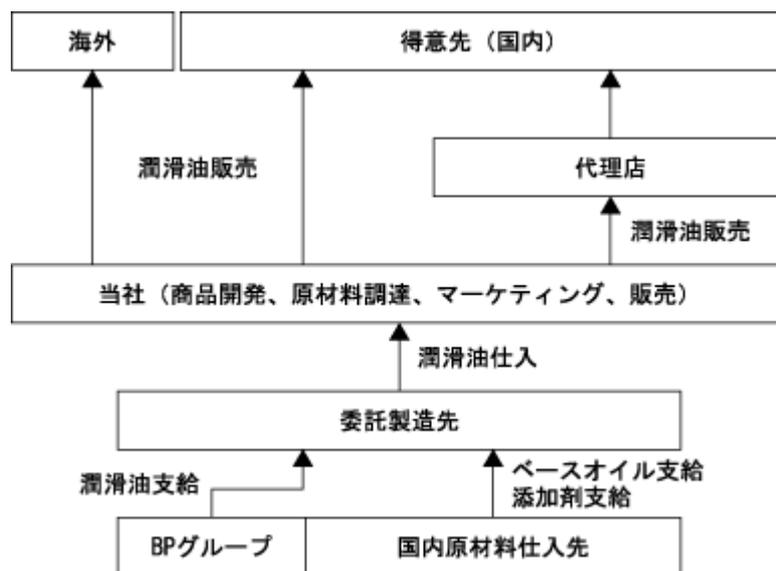
当社は、自動車潤滑油市場を乗用車市場、二輪車市場、商業車市場に分類し、特に市場規模が大きい乗用車市場においては、コンシューマー向け市場とBtoBビジネス向け市場に細分化して、直接販売または代理店販売方式で製品を供給しております。

乗用車市場のコンシューマー向けビジネスはカーショップ、ホームセンター、タイヤショップに対する営業が中心であり、BtoB向けビジネスは国内のカーディーラー、輸入車のカーディーラー及び自動車整備工場を中心に営業活動を行っております。

主な原材料は国内調達しておりますが、原材料の一部及び製品の一部につきましては、BPグループ（マレーシア、ドイツ、アメリカ他）から輸入しております。

なお、当社の事業は、潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

当社グループの主要な事業系統図は次のとおりであります。



## 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金	主要な事業 の内容	議決権の所有 (被所有)割合		関係内容
				所有割合 (%)	被所有割合 (%)	
(親会社) ビービー・ピーエルシー (注)	イギリス (ロンドン)	5,404百万 USドル	石油事業全般		直接 - 間接 64.9	出資、販売(代理店)契約及び商標・製造ライセンス契約を締結
(親会社) パーマ・カストロール・ ピーエルシー	スコットランド (アバディーン)	75百万ポンド	潤滑油事業全般		直接 - 間接 64.9	
(親会社) カストロール・リミテッド	イギリス (パンゲボーン)	7百万ポンド	工業用、船舶用、自動車用潤滑油の販売		直接 53.3 間接 11.6	出資及び商標・ライセンス契約を締結

(注) 外国会社報告書を提出しております。

## 5 【従業員の状況】

## (1) 提出会社の状況

当社の事業は、潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、区分表示は行っておりません。

2020年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
108 (18)	45.5	13.4	7,431

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。  
2 臨時従業員数は( )内に年間平均人員を外数で記載しております。  
3 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

## (2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

#### (1) 会社の経営の基本方針

当社のミッションは、「消費者・カスタマーのニーズを第一に考慮し、差別化された潤滑油製品および関連製品・サービスを提供する、安全かつ刺激的な職場環境を社員に提供する、そして、業界をリードする利益を株主に提供する。」ことであります。

また、私たちは企業価値の極大化を目指しながら、BPグループの一員として、「HSSE（健康・安全・セキュリティ・環境）と行動規範」を順守いたします。高潔さへの私たちの決意において、「素晴らしい企業は信頼の上に成り立つこと、信頼は品位と行動そして物事への配慮を常に高い水準に保ち続けることで得られること、素晴らしい企業は、個人および集団的な行動に関する普遍的な基準を持ち、それを世界中どこでもそしてすべての活動に適用すること」を日々実践いたします。

#### (2) 目標とする経営指標及び中長期的な会社の経営戦略

2018年に策定いたしました中期5ヵ年計画においては、基本的には前計画の戦略を継承し、成熟した市場環境の中において当社の市場占有率を高めながらビジネスを成長させ、長期的な信頼と価値を築きつつ、継続的に業績を上げていくベストブランド・マーケターを目指しております。数値目標としては、計画最終年度である2022年度に売上高13,645百万円、経常利益2,883百万円、自動車用潤滑油市場（70万KL）占有率5%を掲げました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大は既に社会経済に大きな影響をもたらしており、非連続で不安定な変化が続くであろうポストコロナ禍の事業環境において持続的成長を目指すため、新たな中期計画の編成が必要と判断いたしました。今後、今期中を目途に合理的に算定可能となったタイミングで、2022年を初年度とする新たな中期5ヵ年計画を策定し公表することとさせていただきます。次に定める戦略並びに数値目標を達成するために、全社員が今まで以上にひとつのチームとなり、安全で効率のよい業務（オペレーショナルエクセレンス）を常に追求してまいります。

#### (3) 会社の対処すべき課題

新型コロナウイルス感染症拡大の長期化や金融資本市場の動向等、世界経済及び日本経済を下振れさせるリスクが懸念されています。

このような経済環境の下、国内の自動車販売台数は、人口減少、若者の車離れ、平均使用年数の長期化、カーシェアリングの活用などから減少傾向が続いており、また自動車用潤滑油市場全体としては、ハイブリット車、電気自動車の台頭・普及もあり、新たな需要の押し上げ要因は見当たらず、引き続き売上数量・売上高は漸減傾向が継続すると予測しております。

この成熟化した市場において、当社は原油価格、為替の変動要因、新型コロナウイルス感染症の影響などの要素を勘案しつつ、引き続き以下の7つの戦略をもって事業を成長させていくことにチャレンジします。

カストロールブランドを更に強化する

プレミアム・オイルを中心としたマーケティング及び販売戦略を継続する

市場の変化に即応し付加価値のある差別化された製品及び付帯サービスを提供する

ブランド資産が生かせる近隣製品カテゴリーへ競争力ある製品とともに参入する

カーショップ、カーディーラーチャンネルに焦点を当て、経営資源を集中する

業務効率（オペレーショナルエクセレンス）の更なる向上を図る

個々の社員のキャリアプランに応じた人材育成・能力開発プログラムの拡充を図る

また、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資することを目的とし、経営ビジョン実現のためコーポレートガバナンスに関する基本方針を制定しております。コンプライアンスと共に全役員及び全社員一人一人が当社の事業活動の基盤である「BP行動規範」を順守し、それに違反することが無いように周知徹底し、「真のエクセレント・カンパニー」を目指します。

## 2 【事業等のリスク】

当社を取り巻く市場環境及び事業の状況等に関する事項のうち、投資家の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項は、以下のとおりであります。なお、以下の各事項は、有価証券報告書提出日現在において、当社が把握している情報等から判断可能なものについて記載したものであります。

### 経済情勢による影響

当社は、ほぼ100%、日本国内において事業展開を行っているため、国内の経済情勢や景気動向の影響を受けております。このリスクが顕在化する可能性は相応にあると認識しており、これら情勢の変動によっては、当社製品に対する需要動向が変化して当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 自動車業界を取り巻く環境変化

当社が主力商品として販売する潤滑油は、2輪車及び4輪自動車のエンジン並びにトランスミッション（変速機）のメンテナンスを目的としています。従って、自動車業界を取り巻く環境変化に大きく影響を受ける製品カテゴリーといえます。ガソリン価格の乱高下、新車販売動向とそれを支援する政府の施策、高速道路料金の見直し、地球温暖化ガス削減に伴う各種規制の強化などに関連して、予測を超える急激な環境変化が起きた場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。本書提出日現在におきまして当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えております。また、将来的には、ガソリンエンジン車よりEV（電気自動車）、FCV（燃料電池車）等の次世代自動車が普及することによる登録台数構成比の変化がみられた場合、当社の事業も影響を受けることが予想されますが、現時点では短期的に、かつ急激に構成比が変化するとは考えておりません。

### 競合などによる影響

当社が主力商品として販売する自動車用潤滑油には、国際石油資本を親会社に持つ海外潤滑油ブランド、国内自動車メーカーが独自に展開する純正潤滑油ブランド、量販店チェーンが独自に展開するプライベートブランド等、多数の競合商品が存在しております。本書提出日現在におきまして当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えておりますが、これら競合他社による新製品、広告、販売促進、価格施策等によっては、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 原油価格並びに為替レート等の変動による影響

当社の主力商品である自動車用潤滑油の商品原価は、原材料のベースオイルや各種添加剤等資材価格の大本となる原油価格、並びに為替レートの変動により大きく左右されます。このリスクが顕在化する可能性は相応にあると認識しており、これら指標に関し米国、中国、欧州並びにアジア新興国を含む世界のエネルギー需要、中東の産油国を取り巻く地政学的リスク、産油国による生産量調整などの要因から原油価格が高騰した場合、もしくは、急激に為替レートが円安方向へ変動した場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 製造委託先の経営悪化、品質事故等

当社は製品の製造を主に2社に委託しておりますが、それぞれの企業の特性などを考慮し、当社製品の処方機の密性の高さに応じて、各社への製造委託品目を決めております。各社に対しては、当社にて品質検査、HSSE（健康、安全、セキュリティ、環境）監査、経営状態の確認などを実施しております。仮に委託先の経営悪化、品質事故などが発生した場合、委託先の変更は可能ではあるものの、新たな生産体制が再構築されるまでの期間、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。しかしながら、本書提出日現在におきまして当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えております。

### 移転価格税制

当社は親会社グループとロイヤリティの支払、製品の輸入などの海外取引が発生いたします。当該取引は、独立した第三者間で通常行われる取引価格に準じて取引価格を決定しております。本書提出日現在におきまして顕在化する可能性は低いと考えておりますが、税務当局との見解に相違が発生した場合、当社の経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

### 個人情報

当社では製品開発、マーケット情報の分析、販売促進活動をととして多少の個人情報を取得しております。社内体制といたしましては、個人情報保護管理規程による管理体制の構築、情報保護委員会活動によるモニタリング体制の構築を行っておりますが、万が一個人情報が漏洩した場合、当社の企業イメージの悪化、業績に影響を与える可能性があります。しかしながら、本書提出日現在におきまして当該リスクが顕在化する可能性は低いと考えております。

地震やその他の自然災害等

当社は製造委託先の製造拠点、製品の主要保管倉庫を全国10箇所に分散しております。また地震などの災害について事業継続計画に準拠して非常事態に対応する体制を構築しております。このリスクが顕在化する可能性は相応にあると認識しており、今後も地震などの自然災害が発生した場合には、その規模及び地域によって当社の経営成績及び財政状態 に影響を与える可能性があります。

新型コロナウイルス感染症の影響

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、感染防止対策の徹底やデジタルツールを活用した在宅勤務の推進など新たな従業員の働き方も導入しておりますが、今後の感染の状況により、当社の事業活動に係る生産体制、物流体制、又は営業活動に支障が生じた場合、または感染拡大に伴う緊急事態宣言などの経済活動制限の程度によっては、その規模及び地域によって当社の経営成績及び財政状態 に影響を与える可能性があります。

親会社等と締結する契約

(1) 親会社等の商号等

親会社等	属性	親会社等の議決権 所有割合(%)	親会社等が発行する株式が上場されている 証券取引所等
ビーピー・ピーエルシー	親会社	64.9(64.9)	ロンドン証券取引所(イギリス) ニューヨーク証券取引所(アメリカ)
パーマ・カストロール・ピーエルシー	親会社	64.9(64.9)	なし
カストロール・リミテッド	親会社	64.9(11.6)	なし
ティー・ジェイ株式会社	親会社の子会社	11.6	なし

(注) 親会社等の議決権所有割合欄の( )内は、間接被所有割合で内数であります。

(2) 親会社等のうち当社に与える影響が最も大きいと認められる会社の商号とその理由

商号	ビーピー・ピーエルシー
理由	ビーピー・ピーエルシーは、実質的に持ち株会社であり、BPグループ全体としての意思決定は全てビーピー・ピーエルシーにより行われているため。

(3) 親会社等の企業グループと当社との関係

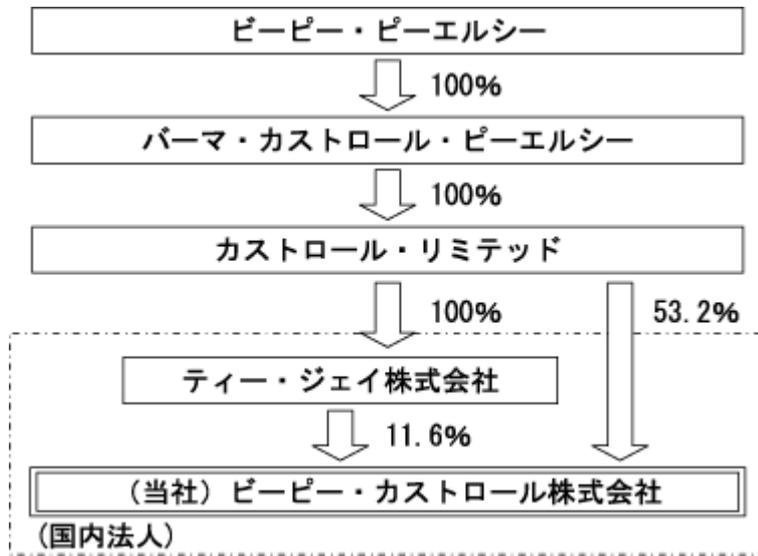
当社はビーピー・ピーエルシーとBPブランド製品商標権に関する「Intellectual Property License Agreement」を、カストロール・リミテッドとBP及びCastrolブランド製品商標及び製造・販売に関する「Intellectual Property and Technology License Agreement(ライセンス契約)」(以下、ライセンス契約等という)を締結しており、カストロール・リミテッドに対して契約に定めたロイヤリティを支払っております。

当社は、ライセンス契約等に基づき、日本の自動車用潤滑油市場においてBPグループのブランド製品の普及浸透を一手に引き受けており、日本市場並びに日本の消費者を熟知していることから、同グループのイコール・パートナーとして、また、独立した上場企業として事業を展開しております。

ライセンス契約等には、BPグループの名誉を傷つける行為・民事再生の申請・支払遅延・契約違反等による契約解除条項が定められております。当社とBPグループとの間のライセンス契約等が万一解除され、又は契約内容が変更された場合、当社の事業展開に一時的に支障をきたす恐れがあり、当社の業績に影響が及ぶ可能性があります。

この他、当社はビーピー・ピーエルシーのグループ会社2社との間で、企業倫理、健康・安全等に関するノウハウを主軸とした包括的サービス契約(Management Service Agreement)及びITサポート、品質管理ノウハウ、市場調査等に関するサービス契約(Service Agreement)を締結しており、両社に対して契約に定めた業務委託料を支払っております。

なお、現時点では前述の重要な契約の継続に支障をきたす恐れがある原因の発生は無いと認識しております。



(注) 上図中の数字は、株式所有比率であります。

### 3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### [経営成績等の状況の概要]

##### (1) 経営成績の状況

当事業年度におけるわが国経済は、設備投資や雇用・所得環境の改善が見られ回復基調で推移していましたが、春先以降の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、人の移動の制限とそれに伴う消費活動の低下により、急速に悪化しました。緊急事態宣言解除後は各種政策効果なども相まって、徐々に経済活動は回復に向かう動きとなったものの、依然として新型コロナウイルス感染症の収束までの見通しは立っておらず、先行きは不透明な状況が続いております。個人消費や輸出におきましては、回復の兆しが見えてはいますが、今後の感染の状況により予測が困難となっております。

海外経済につきましても、新型コロナウイルスの影響を大きく受け、依然として厳しい状況にあります。経済活動の抑制やユーロ圏での英国EU離脱問題の動向等、見通しが難しい環境下で推移致しました。

自動車業界におきましては、小型・ハイブリッドの低燃費車並びに軽自動車が消費者からの根強い支持を集めております。新車販売台数に関しましては、緊急事態宣言解除後に回復の兆しが見られたものの通年では前年比減となり、厳しい経営環境となっております。

このような市場環境の下、自動車用潤滑油の販売面では、当社の強みであり消費者の関心も高い環境配慮型の低粘度・省燃費プレミアムエンジンオイル、トランスミッションオイルの積極的な拡販に引き続き焦点を当て、環境への配慮を表す特色として「CO ニュートラル( )」コンセプトも前面に出しながら、当社旗艦製品である「カストロールエッジ」では小売販売網向けに新製品をラインナップに追加、さらに「カストロールマグナテック」及び「カストロールトランスマックス」ブランドを中心に製品付加価値の訴求を行いました。オイル交換時に手軽にエンジン内部を洗浄できるという特長を持つエンジンシャンプーを中心としたエンジンオイル関連製品の拡販にも継続して注力し、2019年9月に新たなカテゴリーとして発売したカーケア商品「カストロールプロシリーズ」を、カーショップ・ホームセンターをはじめとした小売販売網向けに拡販し、年末には新製品を加えながら、より多くの消費者との接点を築いてゆくべく取り組みました。さらに、一部のeコマースサイトにおいて弊社ロゴ入りグッズの販売を引き続き実施し、ブランドの更なる認知拡大にも取り組みました。

一方ニューノーマルを踏まえた当社の対応として、デジタルトランスフォーメーションを含む業務効率化、並びに中長期的に持続可能かつ競争力ある事業を行うための組織改革を進めました。その一環として現行の営業本部をオート事業本部と改称し、その下部組織であるコンシューマー事業部およびプロフェッショナル事業部をエリア毎(支店)に再編いたします。

これらの結果、当事業年度における当社の売上高は10,829百万円(前年同期比13.6%減)、営業利益は2,398百万円(前年同期比4.6%減)、経常利益は2,448百万円(前年同期比4.1%減)、当期純利益は1,558百万円(前年同期比8.2%減)となりました。

なお、当社の事業は、潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

( ) CO ニュートラルとは、製品から排出されるCO<sub>2</sub>のうち自らの活動だけでは削除できない分を、温室効果ガス排出削減プロジェクトへの投資活動を通じ相殺し、大気中に排出されるCO<sub>2</sub>を実質ゼロにする取り組みです。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、1,504百万円となり前事業年度末より109百万円増加いたしました。当事業年度末における各キャッシュ・フローの状況と要因は次のとおりであります。

###### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度末において営業活動の結果得られた資金は、1,825百万円(前年同期比125百万円の減少)となりました。これは、主に税引前当期純利益が2,274百万円、減価償却費の計上が110百万円であり、また売上債権の減少160百万円及びその他の負債の増加185百万円により資金が増加した一方、仕入債務の減少221百万円及び法人税等の支払額700百万円により資金が減少したことによるものであります。

###### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、111百万円(前年同期比7百万円の減少)となりました。これは、主に有形固定資産の取得による支出109百万円によるものであります。

###### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、1,605百万円(前年同期比184百万円の減少)となりました。これは、主に配当金の支払い1,605百万円によるものであります。

## (3) 生産、受注及び販売の状況

## 商品仕入実績

当社は潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業のみの単一セグメントであり、当事業年度における商品仕入実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日		前年同期比(%)
	金額(千円)		
潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業	4,768,899		77.0
合計	4,768,899		77.0

(注) 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

## 販売実績

(受注実績は販売実績とほぼ同様であります。)

当社は潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業のみの単一セグメントであり、当事業年度における販売実績は次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日		前年同期比(%)
	金額(千円)	構成比(%)	
潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業	10,829,191	100.0	86.4
合計	10,829,191	100.0	86.4

(注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前事業年度 自 2019年1月1日 至 2019年12月31日		当事業年度 自 2020年1月1日 至 2020年12月31日	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
株式会社オートバックスセブン	3,870,739	27.3	3,606,836	29.5

(注) 相手先別に売上割戻を集計することが困難なため、売上割戻金控除前の金額及び割合を使用しております。

[経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容]

経営者の視点による当社の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。  
なお、文中の将来に関する事項は、当事業年度末現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しており、その作成に当たっては、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与えない見積りを必要とします。

当社の財務諸表の作成に当たり採用した重要な会計方針については、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(重要な会計方針)」に記載のとおりであります。

また、引当金の計上や資産の評価等、当社の財務諸表の作成に当たり必要となる見積りについて、経営者は過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、見積り特有の不確実性があるため、実際の結果とは異なる場合があります。

(2) 経営成績の分析

当事業年度の売上高は、自動車用潤滑油市場に新たな需要の押し上げ要因の見当たらない厳しい経営環境の中において、当社旗艦製品である「カストロールエッジ」、さらに「カストロールマグナテック」「カルトロールトランスマックス」ブランドを中心としたエンジンオイル、トランスミッションオイル、並びにエンジンオイル関連製品の積極的な拡販を進めました。一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け4月初旬より実施された緊急事態宣言の影響などにより、10,829百万円(前事業年度比1,705百万円の減少)となりました。

売上総利益は、原油価格下落とそれに伴う原材料費の低減に加えて継続的な原価低減活動を進めた結果、5,981百万円(前連結会計年度比262百万円の減少)となりました。

販売費及び一般管理費は、3,582百万円となり、前事業年度比145百万円の減少となりました。主な要因は、販売数量減に伴う運賃及びロイヤリティの減少並びに人件費、営業活動費の削減であり、その結果、営業利益は2,398百万円(前事業年度比116百万円の減少)となりました。

上記の要因により経常利益は2,448百万円(前事業年度比104百万円の減少)、また、組織改革に伴う特別退職金172百万円を特別損失に計上し、当期純利益は1,558百万円(前事業年度比139百万円の減少)となりました。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等につきましては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の通り、売上高、経常利益及び自動車用潤滑油市場占有率を重要な経営指標として位置付けております。売上高、経常利益につきましては上記の通りの結果となっており、市場占有率につきましてはOEM供給先の契約終了の影響もあり、3.3%(前年比0.3ポイント減)となりました。尚、2022年度を最終年とする現中期経営計画につきましては、非連続で不安定な変化が続くであろうポストコロナ禍の事業環境において持続的成長を目指すべく、現計画の進捗と課題を元に今期中を目途に合理的に算定可能となったタイミングで、2022年を初年度とする新たな中期5ヵ年計画を策定し公表することとさせていただきます。

(3) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は、12,854百万円(前事業年度末は12,970百万円)となり、116百万円減少いたしました。これは、主に現金及び預金(149百万円の減少)、売掛金(164百万円の減少)、商品及び製品(79百万円の減少)及び短期貸付金(256百万円の増加)によるものです。(なお、貸付金の内容は、BPグループのインハウス・バンクを運営しているビーピー・インターナショナル・リミテッドに対するものであります。)

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は、1,002百万円(前事業年度末は904百万円)となり、97百万円増加いたしました。これは、主に前払年金費用(100百万円の増加)によるものです。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高は、2,859百万円(前事業年度末は2,832百万円)となり、26百万円増加いたしました。これは、主に買掛金(221百万円の減少)、未払金(95百万円の増加)及び未払費用(144百万円の増加)によるものです。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は、28百万円（前事業年度末は16百万円）となり、11百万円増加いたしました。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は、10,969百万円（前事業年度末は11,025百万円）となり、55百万円減少いたしました。これは、主に利益剰余金が当期純利益により1,558百万円増加し、剰余金の配当により1,607百万円減少したことによるものです。

(4) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

当社における運転資金需要の内、主なものは仕入や販売費及び一般管理費等の営業費用であり、事業運営上必要な流動性と資金の源泉を安定的に確保することを基本方針としております。

これらの資金需要は営業活動で生み出した自己資金で賄うこととしておりますが、必要に応じて資金調達を実施いたします。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社は、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおり、国内の経済情勢や市場環境、景気動向等、様々なリスク要因が当社の経営成績に重要な影響を与える可能性があることを認識しております。

そのため、当社では自動車業界や国内外の経済動向、消費者動向に留意しつつ、顧客のニーズを的確に捉え最適な商品を提供してまいります。また内部管理体制の強化及び優秀な人材を確保育成することにより、様々なリスクに対し適切に対応を行ってまいります。

## 4 【経営上の重要な契約等】

## (1) 販売(代理店)契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
ビーピー・カストロール株式会社(当社)	ビーピー・ピーエルシー	イギリス	BPの輸入潤滑油及び国産潤滑油	1 日本の工業・自動車市場における独占販売権 2 日本の沿岸船舶・航空市場における非独占的販売権	1978年12月8日からいずれかの当事者が15ヶ月の予告により契約を解除するまで

## (2) 商標・製造ライセンス契約

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約内容	契約期間
ビーピー・カストロール株式会社(当社)	ビーピー・ピーエルシー	イギリス	BPブランドの潤滑油	BPの商標を使用することに関する許諾	2013年1月1日からいずれかの当事者が3ヶ月の予告により契約を解除するまで
ビーピー・カストロール株式会社(当社)	カストロール・リミテッド	イギリス	BP及びCastrolブランドの潤滑油	製品に関する一切のノウハウ、経験、データその他の情報の開示、提供を受け、日本において製品を組成、ブレンド、製造し、BP及びCastrolの商標で販売することに関する許諾	2012年1月1日からいずれかの当事者が3ヶ月の予告により契約を解除するまで

(注) 上記については、契約に応じたロイヤリティを支払っております。

## 5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【設備投資等の概要】

当事業年度におきましては、総額で107,925千円の設備投資を行っております。

主な投資としては販売店に販売促進の目的として設置したATFチェンジャーの取得101,554千円であります。

なお、当社の事業は、潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

当事業年度における重要な資産の除却又は売却はありません。

#### 2 【主要な設備の状況】

当社の事業は、潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載を省略しております。

2020年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (人)
		建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	合計	
本社 (東京都品川区)	統括業務施設	16,354	201,503	1,888	219,746	82 (16)

(注) 臨時従業員数は( )内に年間平均人員を外数で記載しております。

#### 3 【設備の新設、除却等の計画】

##### (1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

##### (2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	118,000,000
計	118,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2020年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年3月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	22,975,189	22,975,189	東京証券取引所 市場第一部	完全議決権株式であり、株主 として権利内容に制限のな い、標準となる株式。 単元株式数 100株
計	22,975,189	22,975,189	-	-

#### (2) 【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

##### 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

##### 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

#### (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

#### (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2006年12月28日(注)	6,611,004	22,975,189		1,491,350		1,749,600

(注) 2006年12月28日付で、ビーピー・ピーエルシーより普通株式5,474,300株、ティー・ジェイ株式会社より普通株式1,025,700株をそれぞれ取得いたしました。取得分に自己株式111,004株を合わせ普通株式6,611,004株を消却し、発行済株式総数は普通株式22,975,189株となりました。

## (5) 【所有者別状況】

2020年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	17	26	58	43	11	8,660	8,815	-
所有株式数(単元)	-	11,842	1,674	39,733	123,891	22	52,483	229,645	10,689
所有株式数の割合(%)	-	5.16	0.73	17.30	53.95	0.01	22.85	100.00	-

(注) 1 自己株式 17,450株は、「個人その他」に174単元、「単元未満株式の状況」に50株含まれております。

2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ140単元及び80株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2020年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(百株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
カストロール・リミテッド (常任代理人 ビービー・ジャパン株式会社)	テクノロジーセンター、ウィッチチャーチ ヒル、パングボーン リーディング RG8 7QR イギリス 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー	122,342	53.29
ティー・ジェイ株式会社	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー	26,617	11.59
日本自動車整備商工組合連合会	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー	11,445	4.99
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	4,398	1.92
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	2,201	0.96
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,120	0.49
鈴木 育男	東京都杉並区	1,100	0.48
株式会社日本カストディ銀行(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	1,028	0.45
三島 泰	広島県福山市	1,007	0.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	897	0.39
計		172,156	74.99

(注) 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

株式会社日本カストディ銀行 5,246百株  
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 4,398百株

## (7) 【議決権の状況】

## 【発行済株式】

2020年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 17,400	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 22,947,100	229,471	-
単元未満株式	普通株式 10,689	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	22,975,189	-	-
総株主の議決権	-	229,471	-

- (注) 1 「完全議決権株式(自己株式等)」欄は、全て当社保有の自己株式であります。
- 2 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄は、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ14,000株及び80株含まれております。なお、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数140個が含まれております。
- 3 「単元未満株式」欄は、当社所有の自己株式が50株含まれております。

## 【自己株式等】

2020年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ビーピー・カストロール 株式会社	東京都品川区大崎一丁目 11番2号ゲートシティ大 崎イーストタワー	17,400	-	17,400	0.07
計	-	17,400	-	17,400	0.07

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、株式交付、会社分 割に係る移転を行った取得自己株式				
その他( - )				
保有自己株式数	17,450		17,450	

(注) 当期間における保有自己株式には、2021年3月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## 3 【配当政策】

当社の配当方針は、株主の皆様への利益還元を積極的に行うこととしており、当面の間フリー・キャッシュ・フローを基本に税引後利益を目安に配当として還元することとしております。

上記の方針に基づき当期の配当につきましては、1株当たり期末配当金を従来予想より6円増額の39円とし、中間配当30円を合わせた年間配当を69円といたしました。

これらの剰余金の配当決定機関は、中間配当については取締役会、期末配当については株主総会であります。当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行なうことができる旨を定款に定めております。

内部留保資金につきましては、経済環境・市場環境の変化・縮小傾向に転じつつある自動車用潤滑油市場への対応、ブランド力とコスト競争力を高め市場ニーズに応えられる施策、そして、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向け、当社の強みと戦略的関連性がありシナジーが期待できる分野への成長投資に経営資源を配分する施策に備えて留保してまいりたいと考えております。

なお、基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2020年7月28日 取締役会	688,732	30.00
2021年3月25日 定時株主総会	895,351	39.00

#### 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

##### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

###### コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、効果的・効率的な経営を実現するとともに、ステークホルダーの期待に応えるため、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図る観点から、意思決定の透明性・公正性を確保し健全な経営を実践し揺るぎない信頼を確立するために、次の基本的な考え方に沿って、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

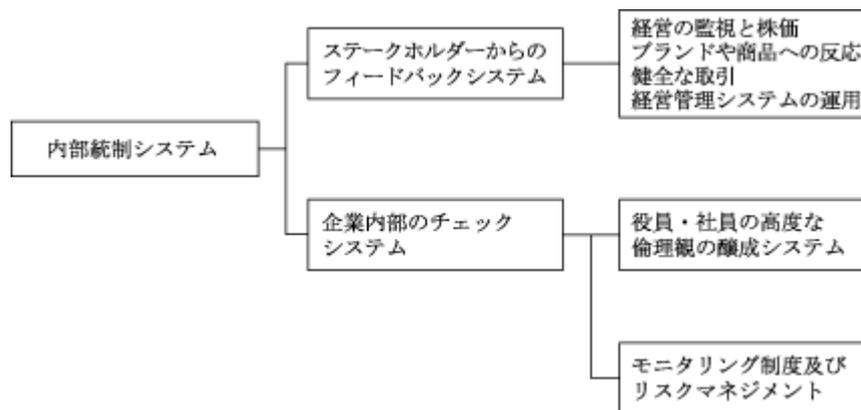
- (イ)当社は、企業の社会的責任の重要性を認識し、株主、消費者、取引先、社員及び私達をとりまくより広範囲な社会をはじめとした様々なステークホルダーとの適切な相互信頼の構築と維持に取り組んでまいります。
- (ロ)当社は、企業経営における内部環境、外部環境に潜むリスクの発見及びその対応に重点を置き、また、全役員及び全社員一人一人の倫理観の醸成が企業経営の基盤であるとの認識の下、健全に事業を運営する企業文化・企業風土を構築してまいります。
- (ハ)当社は、多様な視点や価値観が存在することが事業活動を行う上で強みになると考えダイバーシティを積極的に推進し、その上で、多様な意見や考えがあることを奨励しそれに敬意と尊重を払うリスペクト&インクルージョンの企業文化の醸成に努めてまいります。

###### 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

##### (イ)企業統治の体制の概要

###### (1) 基本フレームワーク

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に依拠し、その充実に向けて内部統制システムを構築しております。当社の内部統制システムのフレームワークは以下のとおりであり、当該フレームワークに準拠して内部統制システムを継続的に運用し、経営の効率性とのバランスにおいてその有効性を常時維持するための施策を講じます。



###### (2) ステークホルダーからのフィードバック体制の構築

当社が経営の基盤と考えているステークホルダーからのチェックという側面では、株主との関係においては経営の監視と株価から、消費者との関係においてはブランドや商品への反応から、また、取引先との関係においては健全な取引の継続から、そして、社員との関係においては経営管理システム（人事制度、行動規範等）の運用から、各々のステークホルダーのフィードバックが得られると考えております。

ステークホルダーを対象とした各種調査の実施やフィードバック窓口等の設置によりステークホルダーからのフィードバックシステムを機能させるものとします。

###### (3) 役員・社員の高度な倫理観の醸成

当社は、「BP行動規範」及び「HSSE基準」を制定しています。信頼される企業であるためには、倫理基準を設定し、日々の言動の中でそれを実践する必要があります。適切な企業行動こそが信頼を築き、関係するすべての人に有益な結果をもたらすからです。「BP行動規範」及び「HSSE基準」は、そうしたあるべき姿を求め責任を表明したものです。企業が行動に責任を持つことは、ビジネスの維持に不可欠な要素であり、発展の力ともなります。

「BP行動規範」及び「HSSE基準」は、当社にとっての価値、倫理原則、リーダーシップフレームワークに基づいており、内部統制システムの基盤として位置付けるべきものと考えており、また、事業推進活動の基盤として、



常勤の監査等委員は、経営議会その他の当社の重要な会議体へ出席し、意見を述べる体制としております。また、内部統制システムを活用した監査等委員会監査を行い、内部監査に同席し内部監査の結果の報告を受け、必要に応じて、当社の業務執行取締役及び部門長に対して報告を求めることができる体制としております。

c 経営会議

経営会議は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名及び各部門の長を構成員とし、代表取締役社長が議長を務め業務執行上の重要事項の審議並びに報告を行っています。なお、当会議は基本的に毎月1回開催することとし、常勤の監査等委員がオブザーバーとして出席し、必要に応じて他2名の監査等委員（社外取締役）も出席します。

d HRフォーラム(人事委員会)

取締役人事総務部長が議長を務め、取締役等を構成員として、取締役及び監査等委員以外の重要な人事異動及び人事に関する重要事項の決定を行います。

e BCPチーム(事業継続計画委員会)

代表取締役社長が議長を務め、HSSEマネージャーがコーディネーターとなり、各部門の代表者により構成される「BCPチーム(事業継続計画委員会)」を設置し、事業上のリスクを分析し、地震等を含む災害・緊急時に、事業を如何に継続するかについて検討し計画を策定しています。

f 行動規範チーム

BPグループでは、役員・社員(契約社員、派遣社員を含む。)全員が、例外なく絶対に順守すべき「BP行動規範」を定め、全世界の社員がこれに基づいた業務活動を行っています。当社でも「行動規範チーム」を編成し、順守状況を定期的に確認し、徹底・日常の活動への浸透を図っています。

g HSSE

BPグループが掲げる「HSSE基準」、無事故、無災害、環境への無害を目指した考えに基づき、Health/健康、Safety/安全、Security/セキュリティ、Environment/環境対策の各分野で、社会的責任を認識し事業を営む地域社会の安全とセキュリティを守ることに取り組みます。特に安全作業の確認の厳格化と社員や取引先の事故防止に注力した活動を行っています。

h OMS推進チーム

BPグループが推し進めるOMS(オペレーティングマネジメントシステム)を取り入れ、安全で法令に準拠した信頼性の高い業務の遂行を最優先に考え、法令・規則の順守や情報共有の徹底を図り、それらの定期的な検証やプロセスの見直しを通じてリスク発生の未然防止・リスク管理に取り組む体制を構築します。

i 情報保護委員会

個人情報を含め社内に点在する機密情報保護の順守を徹底するために、各部門の代表者から構成される「情報保護委員会」を設置しています。

(ロ)企業統治の体制を採用する理由

当社は、現在の事業規模及び事業内容に見合った人員規模で上記を具現化するため、当社企業統治の体制について監査等委員会設置会社を選択しています。経営の意思決定機能と、取締役による職務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査等委員である取締役2名を社外取締役とすることで経営への監督・監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営の監督・監視機能が重要と考えており、監査等委員である社外取締役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営の監督・監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

企業統治に関するその他の事項

(イ) 内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムを構築し整備しております。

(1) 監査等委員会の職務の執行のため必要な事項

(会社法第399条の13第1項第1号ロ)

(a) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第1号)

監査等委員または監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を要求された場合には、代表取締役は要求について意見を交換し、必要に応じて「専任」または「兼任」でその任に当たる使用人を指名します。

(b) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第2号)

- a. 監査等委員または監査等委員会の職務の補助者として選任された使用人は、監査等委員の指揮命令下に置き、その職務に携わる期間の人事考課に関しては監査等委員が行うものとします。
- b. 当該使用人が、他の業務を兼務する場合には、兼任業務担当の取締役または部門長は、当該使用人の人事考課・異動に関しては、監査等委員と意見を交換しその同意を得るものとします。

(c) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第3号)

監査等委員または監査等委員会を補助する職務に当たる使用人の任命・評価・異動等については、監査等委員会の同意を得た上で決定します。

(d) 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第4号)

- a. 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した時は、直ちに当該事実を監査等委員会に報告します。
- b. 監査等委員は、社内の全ての会議に出席することができ、全ての資料を閲覧することができます。また、その際に監査等委員から報告依頼等がなされた場合には、担当取締役・部門長・社員は監査等委員の要求に協力しなければなりません。
- c. 内部統制の諸体制についてのモニタリング結果並びに会計監査人、東京証券取引所、関係官公庁からの依頼事項及びそれに対する回答・提出書類について、担当者は監査等委員に報告します。

(e) 監査等委員会に報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第5号)

当社は、監査等委員へ報告を行った役職員に対し、当該報告を理由として不利な取り扱いをすることを禁止します。

(f) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

(会社法施行規則第110条の4第1項第6号)

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の請求を行った時は、当該費用の前払い又は債務を適正に処理します。

(g) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(会社法施行規則第110条の4第1項第7号)

- a. 監査等委員は、取締役会及び経営会議に出席し、当社経営状況の推移を理解し、重要な意思決定過程を監視するとともに、必要に応じて意見を表明します。
- b. 監査等委員は、必要に応じて代表取締役、取締役または部門長と意見交換をします。
- c. 監査等委員は、内部監査担当、リスク管理担当、コンプライアンス担当と連携し、必要に応じて監査・調査活動を要求します。
- d. 監査等委員は、会計監査人と定期的に意見・情報の交換をするとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めます。
- e. 取締役及び部門長は、監査等委員の役割について全社員に伝達し、監査等委員からの依頼事項に協力するように指示・指導します。

(2) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備

(会社法第399条の13第1項第1号八)

(a) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(会社法第399条の13第1項第1号八)

- a. 役員を含む全社員の行動基準である「BP行動規範」を再確認する作業を繰り返す仕組みを設けるとともに、定期的にその順守状況を全社的にチェックします。
- b. 取締役会、監査等委員会、経営会議、その他の重要会議は夫々規則に則り開催し、議事録は法令及び社内規則に則り作成・保管し、権限を持つ者はいつでも閲覧できるようにします。
- c. 取締役会は、コーポレートガバナンスに関する基本方針及び必要な社内規則を整備し、定期的にその有効性及び実効性を点検します。
- d. 取締役会は、法令の新設・変更、社会的規範の変化が発生した場合には、適時適切に情報を収集します。
- e. 「BPオープントーク」システムを活用し、内部通報制度を設けその有効性を確保します。
- f. 取締役の職務執行状況及び監督は、監査等委員会監査の実施基準に基づき監査等委員が監査します。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第1号)

- a. 全社の文書管理責任者を「人事総務部長」とし、責任者は「文書管理規程」を整備し、随時その有効性をチェックします。
- b. 文書は、法令で作成・保管が義務づけられているもの、会社の重要な意思決定及び重要な業務遂行に関するもの等適切な区分の下、その保存媒体に応じて安全かつ検索性の高い状態で、適正に保存・管理されます。
- c. 取締役または監査等委員その他の権限を有する者からの要請があった場合、速やかに適切な文書を閲覧できる状態にしておくものとします。
- d. 法令及び東京証券取引所の適時開示規則に従い、必要な情報の適切な開示を実行するため、必要かつ十分な範囲における速やかな情報の伝達機能を確保します。

(c) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(会社法施行規則第110条の4第2項第2号)

- a. 人事総務部長を主管として、全社のリスク管理活動を体系化して「リスク管理規程」を定めます。同規程は、損失の危険をもたらす業務執行に係るリスクを、総合的に認識・評価し、適切な対処を行うために運用され、リスク管理の対象となるリスクの分類及び分類された各リスクへの個別対処、リスクが顕在化した場合の適切な対応を可能とする体制を整備するものです。
- b. 同規程により、事業活動に伴うリスク及び偶発的に発生する可能性があるリスクに対する社員の意識高揚を図る体制を構築します。事業継続計画委員会、情報保護委員会もリスク管理の重要な活動として位置づけます。

- c. 同規程は、リスク認識・評価の主体、個別リスクの対処法（受容、軽減、回避）の決定の主体を明確にします。
- d. 運用状況の定期的なモニタリング体制を構築し、その結果を取締役会及び監査等委員会へ報告するものとします。

(d) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

（会社法施行規則第110条の4第2項第3号）

- a. 取締役会は、経営の基本計画・事業戦略・法令で定められた事項その他経営の根幹に係る事項を決定し、取締役の職務執行その他会社の業務執行状況を監督します。
- b. 職務権限規程により、取締役・部門長及びその部下の責任と権限を明確に規定し、当該責任と権限に準拠して業務を執行します。
- c. 事業計画と目標管理制度の整合性を図り、目標達成度チェック体制を実働させ、全社的に目標に向かって邁進する体制を構築します。
- d. 定期的に経営会議を開催し、各部門の目標に対する進捗状況を相互にチェックするとともに、問題点については必要な検討を行い各部門に助言します。
- e. 職務執行に必要かつ十分な情報・データが入手できるように、常に万全な情報システムの稼働体制を確保します。
- f. 職務執行に必要な社内外の専門家（BPグループ内の専門スタッフ、財務スペシャリスト、弁護士、弁理士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、証券アナリスト等）の支援が得られる体制を整備します。

(e) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（会社法施行規則第110条の4第2項第4号）

- a. 取締役及び部門長は、会社の行動規範を自ら理解し順守するとともに、日常の活動を通して、その普及・浸透を図ります。
- b. 「行動規範チーム」は、新規採用社員へ行動規範の導入教育を行うとともに、全社員向けに適時適切な普及活動と順守状況の確認を行います。
- c. 取締役及び部門長は、定期的に担当部署の順守状況を同委員会に報告します。
- d. 同委員会は、法令の新設・改変、社会的規範の変化が発生した場合には、適宜適切な情報収集を行い、「すべき事、すべきでない事」等その変更内容を全社員に周知徹底します。
- e. 「BPオープントーク」システムを活用し、内部通報制度を設けその有効性を確保します。

(f) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

（会社法施行規則第110条の4第2項第5号）

- a. 当社は、主体的に内部統制体制を構築します。但し、親会社であるBPグループが採用している国際基準レベルにある内部統制体制を効果的に活用し、常に国際基準に準じた水準を維持します。
- b. BPグループに属する企業との取引については、取引基本契約（あるいは、業務請負契約等）を締結し、市場の状況に照らし合わせて適正な取引状況を維持します。

(3) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社では、社員が取るべき行動・態度を明確に示したものとして「BP行動規範」を策定しています。反社会的勢力などと一切関係をもたないこともこの規範のひとつであり、順守することは社員の義務であります。また、新規取引先、株主等についてもその観点から確認を行うなど、公共機関、各種協議会との間で、情報収集・交換ができる体制を構築し、社会のルールに則り、反社会的勢力の排除に寄与することを当社の基本方針としています。

#### (ロ) リスク管理体制の状況

当社は、内部監査制度や予算統制制度、リスク調査などのモニタリング制度及びモニタリング基準としての各種規程、マニュアル類を整備しています。今後の事業環境、経営環境の変化にも対応できるよう効率かつ有効性の高いモニタリング制度の運用を目指しております。

また、専門チームを設け、リスク発生の未然防止並びにリスク管理に取り組む体制を整備しております。そこでは、財務報告に係る内部統制が機能していることの監査・確認を行い、全社的な内部統制の状況及び業務プロセスの適正性をモニタリングし、結果は担当取締役及び監査等委員へ随時報告を行っています。また、安全で法令に準拠した信頼性の高い業務の遂行を最優先に考え、法令・規則の順守や情報共有の徹底を図り、それらの定期的な検証やプロセスの見直しを通じてリスク発生の未然防止・リスク管理の徹底を推し進めております。

#### 取締役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

#### 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役（監査等委員）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に規定する最低限度額としております。

#### 取締役会で決議できる株主総会決議事項

##### (イ) 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等による自己株式の取得をすることを目的とするものであります。

##### (ロ) 剰余金の中間配当の決定機関

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議をもって、6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

#### 取締役の定数

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名以内とする旨、監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

#### 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役会長	チャールズ・ボッスルズ	1967年2月3日生	1989年9月 ビー・ピー・オイル・インターナショナル・リミテッド入社 1990年11月 ビー・ピー・ジャパン株式会社ビジネス・アナリスト 1994年5月 ビー・ピー・アジア・パシフィック社リテール・デベロップメント・マネジャー 1995年9月 ビー・ピー・グアンドン・イエハイ社リテール・マネジャー 1998年12月 ビー・ピー・ジャパン株式会社リテール事業マーケティング・ゼネラル・マネジャー 2000年6月 ビー・ピー・ピーエルシー社グループ戦略マネジャー 2003年10月 ビービー・ソーラー・エスパーナ社ソーラー事業欧州事業本部長 2007年9月 当社ジャパン・ゼネラル・マネジャー 2008年3月 当社代表取締役社長 2009年7月 当社取締役会長(現任) ビービー・ジャパン株式会社代表取締役社長(現任)	注5	-
代表取締役社長	小石 孝之	1959年12月7日生	1990年7月 S.C. ジョンソン社コンシューマー事業部マーケティング・プロダクト・マネジャー 1993年7月 コールマン・リミテッド・ジャパン社入社マーケティング・マネジャー 1995年3月 ヘレン・カーチス・ジャパン社入社セールス・ダイレクター 1997年3月 スミスクライン・ビーチャム社入社セールス・ダイレクター 2002年10月 ビー・ピー・ジャパン株式会社入社カストロール事業部門コンシューマー担当ゼネラル・マネジャー 2003年1月 同社カストロール事業部門セールス&マーケティング・ダイレクター カストロール株式会社代表取締役社長(現任) 2005年1月 当社専務取締役 2006年3月 ビービー・ルブリカンツ株式会社代表取締役社長(現任) 2007年8月 当社代表取締役専務営業本部長 2008年3月 当社代表取締役副社長兼営業本部長 2011年1月 当社代表取締役社長(現任)	注5	3,000

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表取締役副社長	平川 雅規	1971年12月15日生	1994年4月 2002年12月 2005年3月 2010年9月 2012年6月 2014年3月 2015年11月 2017年3月 2018年3月 2019年3月 2020年2月 2021年3月	エッソ石油株式会社入社 エッソ・タイランド(タイ) 出向 シニアビジネスアナリスト エクソンモービル・フューエルズマー ケティングカンパニー(アメリカ) 出 向 グローバルプランニング・アドバ イザー エクソンモービル・アジアパシフィ ック(シンガポール) 出向 アジアパシ フィック・コマーシャルビークルセー ルスマネジャー EMGマーケティング合同会社燃料油 販売本部東京第一支店長 東燃ゼネラル石油株式会社 オフサイ トビジネス・チームリーダー(和歌山 製油所) 同社化学品本部企画管理部長 当社入社 サプライチェーン部長 当社取締役サプライチェーン部長 当社取締役副社長兼サプライチェーン 部長 当社取締役副社長 当社代表取締役副社長(現任)	注5	1,000
取締役 財務経理部長	渡辺 克己	1964年1月6日生	1996年3月 2000年4月 2002年7月 2004年8月 2007年3月 2011年3月 2014年3月	カストロール株式会社入社 同社経理部予算管理課長 ビー・ピー・ジャパン株式会社パ フォーマンスコントローラー 同社パフォーマンスレポーター ティング&フォーキャスティング マネジャー 当社コントロールチームコントロ ラー 当社財務経理部長 当社取締役財務経理部長(現任)	注5	1,000
取締役	達川 英子	1968年4月27日生	1991年4月 2001年5月 2003年10月 2013年7月 2017年7月 2019年9月 2020年6月 2021年2月 2021年3月	株式会社東京銀行 資本市場第二部 ブライズウォーターハウスクーパース 同社マネジャー 株式会社QVCジャパン人事部HRビジ ネスパートナーチーム ディレクター ライカマイクロシステムズ株式会社 人事総務部 部長 デロイトトーマツ人材機構株式会社 マネージングディレクター デロイトトーマツファイナンシャル アドバイザー合同会社 マネージ ングディレクター 当社入社HRマネジャー 当社取締役(現任)	注5	-

役職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
取締役 (監査等委員)	東松 国明	1955年12月22日生	1979年4月 1990年10月 1999年11月 2002年5月 2004年6月 2007年8月 2007年12月 2009年7月 2016年3月	近鉄エクスプレス株式会社入社 西洋環境開発株式会社入社 海外事業部マネジャー ビー・ピー・ジャパン株式会社入社 リテール事業部門ゼネラル・マネ ジャー・アセットディベロップメント 同社マリン部門 キー・アカウント・ マネジャー 同社 エクゼクティブ・オフィス マ ネジャー ビービー・ジャパン株式会社バイオ フューエルズ部門 ビジネス・ディベ ロップメント・ダイレクター アジア 同社取締役 同社代表取締役副社長 当社取締役(監査等委員)(現任)	注6	-
取締役 (監査等委員)	松竹 直喜	1958年6月30日生	1987年4月 1993年3月 2003年6月 2016年3月	公認会計士登録 株式会社カズ・コーポレーション代表 取締役(現任) 当社監査役 当社取締役(監査等委員)(現任)	注6	1,000
取締役 (監査等委員)	望月 文夫	1957年4月25日生	1981年4月 2006年3月 2006年6月 2007年4月 2008年4月 2009年9月 2010年4月 2018年3月 2020年1月	東京国税局入局 東京国税局辞職 税理士登録 松岡大江伊勢税理法人入所(現任) 青山学院大学専門職大学院会計プロ フェッション研究科客員教授 明治大学専門職大学院会計専門職研究 科兼任講師 上武大学ビジネス情報学部兼大学院教 授 AGS税理士法人顧問(現任) 埼玉学園大学経済経営学部兼大学院教 授(現任) 当社取締役(監査等委員)(現任) ビズメイツ株式会社社外監査役(現 任)	注6	1,000
計						7,000

- (注) 1 取締役の松竹直喜及び望月文夫は、社外取締役であります。
- 2 当社は監査等委員会設置会社であります。監査等委員会の体制は、次のとおりであります。  
委員長 東松 国明、委員 松竹 直喜、委員 望月 文夫
- 3 東松国明は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、社内事情に精通した者が、取締役会以外の重要な会議への出席や幹部社員からの情報収集、内部監査との連携等で得られた情報を元に、監査等委員による監査の実効性を高め監査・監督機能を強化するためであります。
- 4 達川英子氏の戸籍上の氏名は、水吉英子であります。
- 5 2021年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 6 2020年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
- 7 当社は、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項に定める補欠監査等委員1名を選任しております。  
補欠監査等委員の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴		所有株式数 (株)
栗原 與宏	1958年11月13日生	1987年4月 1987年4月 2013年4月	公認会計士登録 T A C 株式会社専任講師 商社、金融機関等向け会計・税務・監査役研修担当、国税局向け国際取引調査実務研修担当（現任） 株式会社 T R S 代表取締役（現任）	-

(注) 補欠監査等委員の任期は2021年12月期に係る定時株主総会開始までであります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は、監査等委員である取締役2名であります。

当社は、経営の意思決定機能と、取締役による職務執行を管理監督する機能を持つ取締役会に対し、監査等委員である取締役2名を社外取締役とすることで経営への監督・監視機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営の監督・監視機能が重要と考えており、監査等委員である社外取締役2名による監査が実施されることにより、外部からの経営の監督・監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

当社と社外取締役（監査等委員）は、人的関係、資本的關係はなく、高い独立性を有していると考えております。社外取締役（監査等委員）松竹直喜氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

社外取締役（監査等委員）望月文夫氏は、税務実務の豊富な経験と知識に加え大学教授としての研究活動等を通じて培われた経営管理の専門家としての見識を有しております。

社外取締役2名は、当社との人的関係、資本的關係および取引関係その他の利害関係において当社の一般株主との利益相反が生じる恐れはなく、「独立役員」として東京証券取引所に届け出ております。

当社は、社外取締役を選任するための独立性に関する基準として、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、以下の各項目のいずれにも該当しないと判断された場合、独立性を有していると判断しております。

- (イ) 当社の関係会社の業務執行者
- (ロ) 当社を主要な取引先とする者（直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者）またはその業務執行者
- (ハ) 当社の主要な取引先（直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社に行っている者）またはその業務執行者
- (ニ) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者）またはその業務執行者
- (ホ) 法律事務所、監査法人、税理士法人、コンサルティングファーム等であって、当社を主要な取引先（直近事業年度における連結売上高の2%以上の額の支払いを当社から受けた者）とする法人の業務執行者（業務執行取締役、執行役、執行役員）である者、又は最近3年間に於いて業務執行者であった者
- (ヘ) 当社から多額（1）の金銭その他の財産を得ている弁護士、公認会計士税理士またはコンサルタント等の専門家
- (ト) 当社から多額の（1）寄付または助成を受けている者またはその法人、組合等の団体理事その他の業務執行者
- (チ) 上記（ロ）から（ト）に過去3年間に於いて該当していた者
- (リ) 上記（イ）から（ト）に掲げる者のうち重要な者（2）の配偶者または二親等内の親族
- (ヌ) 過去10年以内に親会社または兄弟会社に所属していた者

1 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、法人・組合等の場合は当該法人・組合等の連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう

2 重要な者とは、取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、執行役員および部長職以上の使用人をいう

社外取締役または監査等委員会による監督または監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部監査との関係

監査等委員会は、内部監査計画及び内部監査結果を確認するとともに、必要に応じて業務執行取締役及び部門長への追加確認を行います。常勤監査等委員は、内部監査へ同席することにより、非監査部門の業務執行の適法性及び妥当性、内部統制の実効性のチェックを行うとともに、内部監査の有効性も合わせて確認しております。また、内部監査部門が、定期的に実施する社内規則の順守状況や業務プロセスの監査や業務の有効性と効率性に向けた内部監査の実

施状況・その結果を通じた改善状況を確認し、情報交換および意見交換を行うことで監査の実効性及び効率性に資するよう連携を図っております。

監査等委員会と会計監査人は、相互の監査計画及び重点監査項目及び事業・監査リスクのすり合わせや、監査又はレビュー終了時など定期的面談の実施による監査環境等当社固有の問題点の情報を共有化しております。また、会計監査人からの会計上及び内部統制上の報告を通じ、その実効性を担保するため情報交換及び意見交換を行っております。

### (3) 【監査の状況】

#### 監査等委員会監査の状況

当社の監査等委員会は、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）によって構成されており、委員には財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものを含んでおります。

監査等委員監査につきましては、各監査等委員は監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会への出席、職務の執行状況、内部統制の監査等を行っております。

常勤監査等委員は、重要会議に出席し、会社経営全般に関する意見交換を行うとともに、取締役等から職務の執行状況について報告を受け、取締役の職務執行の法令、定款への適合性及び経営方針等への準拠性・合理性並びに少数株主利益を侵害する事実の有無について重点的に監査を実施し、他の監査等委員と検討を重ねます。また、随時、内部監査や会計監査人とも連携を図りながら、経営の監督・監視機能を確保するように努めております。

当事業年度において当社は監査等委員会を9回開催しており、個々の監査等委員の出席状況については以下の通りであります。

役職名	氏名	開催数	出席回数
常勤監査等委員	東松 国明	9	9
監査等委員	松竹 直喜	9	9
監査等委員	望月 文夫	9	9

当事業年度に開催された監査等委員会における主な検討事項として、監査計画策定、監査報告書の作成、組織改革、役員報酬、内部統制、適時開示、KAM（監査上の主要な検討事項）、会計監査人の再任に関する評価、会計監査人の報酬等に関する同意等があります。また、常勤監査等委員の活動として、経営議会など重要会議に出席するとともに、内部統制システムの整備・運用状況の日常的監視、必要に応じて業務執行の各部門責任者から報告を求め、当社の業務執行状況の監督・監視に努めました。

#### 内部監査の状況

当社における内部監査は総務部が担当し、人員2名（総務部1名、社外コンサルタント1名）で構成しております。

内部監査担当者が、定期的に業務監査を実施し、社内規則の順守状況や業務プロセスの監査や業務の有効性と効率性の向上を検討しています。その結果、関係部署を通じて改善事項の指導を行い、また、改善状況を確認し、経営者に報告、さらに監査等委員との連携を取りながら内部監査を行っております。

#### 会計監査の状況

##### (イ) 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

##### (ロ) 継続監査期間

継続監査期間：3年

当社は、2018年より有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

##### (ハ) 業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員・業務執行社員 鈴木基之

指定有限責任社員・業務執行社員 稲垣直明

##### (ニ) 監査業務に係る補助の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名とその他16名であります。

(ホ) 監査法人の選定方針と理由

当社の会計監査人の選定方針は、当該監査法人が会計監査人としてのガバナンス・マネジメント、品質管理体制、監査方法、グローバルな監査体制を有し、会計監査人としての適格性を備えていると認められることです。有限責任監査法人トーマツを会計監査人として選定した理由は、同法人が当社の選定方針に合致していることに加え、親会社であるBPグループの会計監査人がDeloitte LLPであり、同じDeloitte Touche Tohmatsu Limitedグループである有限責任監査法人トーマツに会計監査人を統一することが、グループの一元的な連結監査体制の確保並びに当社の監査の効率化に資するものと認められることから、適任と判断したためであります。

また、監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(ホ) 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員及び監査等委員会は、会計監査人の独立性、品質管理の状況、年間会計監査計画の確認、職務遂行体制の適切性、当年度の会計監査の実施状況等を監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めることにより毎年評価を行っております。その結果、現在の監査法人を再任することが妥当であると判断しております。

監査報酬の内容等

(イ) 監査公認会計士等に対する報酬

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
32,300	-	31,300	-

(ロ) 監査公認会計士等と同一ネットワーク(デロイトグループ)に属する組織に対する報酬

該当事項はありません。

(ハ) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

(ニ) 監査報酬の決定方針

当社は、会計監査人より提出された監査計画の妥当性、投入人数及び工数等の報酬見積りの算定根拠等を検証し、報酬額が合理的であると判断した上で決定しております。

(ホ) 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

会計監査人の報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容の妥当性及び会計監査人の職務遂行状況並びにその品質管理体制を精査したうえ報酬見積りの算出根拠となる「監査時間」及び「報酬単価」の適正性の検証を行い、さらに過去の報酬実績等と比較検討し、会計監査人の報酬等の額について妥当と認め、同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 役員報酬制度の概要

当社の取締役の報酬は、固定報酬と変動報酬及び親会社からの株式報酬で構成しており、それぞれの報酬の概要については以下のとおりです。なお、2019年5月27日付で日本公認会計士協会から会計制度委員会研究報告第15号「インセンティブ報酬の会計処理に関する研究報告」が公表されたことに伴い、前期より親会社からのビーピー・

ピーエルシー株式報酬を当社の取締役の報酬体系に組み入れております。

(a) 固定報酬

取締役の役割等に応じた基本報酬と代表権や役付きなど責任に応じた責任加算給で構成しております。基本報酬は、報酬テーブルに基づき決定した個人別の報酬を、個人業績等に応じて前年度基本報酬を一定の範囲で増減させます。責任加算給は、責任別に定められた加算率で基本報酬に加算します。

(b) 変動報酬

年度経常利益等の計画達成率及び事業の持続可能性を実現すべく、期首に設定した事業戦略の達成率を評価した当年度変動報酬係数及び個人別貢献係数を勘案し、基本報酬に乗じて変動報酬を算定します。当年度変動報酬係数の各要素の比重は、業績70%、戦略30%としております。変動報酬は、単年度業績の達成に応じたインセンティブとしていることから、事業の経営状況を表示する指標として選択した年度経常利益達成率の比重を事業戦略の達成率よりも高めに設定しております。

さらに、「(1)コーポレート・ガバナンスの概要」でご説明しておりますHSSE基準に沿った事故防止活動結果により、変動報酬を±10%の範囲で増減させております。

当事業年度における業績指標の1つである経常利益目標は2,400百万円に変更、実績は2,448百万円でした。なお、当事業年度の経常利益は、当初開示額である2,013百万円を2020年7月22日に未定に修正し、2020年12月18日に2,400百万円に再度修正しております。

(c) 親会社のビービー・ピーエルシー株式報酬

親会社の選定基準に基づき、BPグループへの貢献が認められた当社の業務執行取締役に対して、親会社の支給基準に基づきビービー・ピーエルシー株式による報酬が支払われます。当社における評価への関与はありません。

b. 役員報酬等の決定プロセス

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等は、2016年3月25日開催の第39回定時株主総会決議に基づく年額4億円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役報酬等は、2016年3月25日開催の第39回定時株主総会決議に基づく年額6千万円以内を限度に算定しております。なお、決議当時の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は4名、決議当時の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）であります。

取締役報酬等は、取締役会で指名した取締役会長、取締役人事総務部長、常勤監査等委員の3名で、固定報酬に係わる個人別基本報酬増減率、変動報酬に係わる当年度変動報酬係数及び個人別貢献度係数並びにHSSE活動結果に基づく増減率を審議・検討し、個人別取締役報酬金額を社長に諮問します。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の諮問結果は、社長が取締役会に上程し、社外取締役を含む全取締役で検証・審議し決定します。監査等委員である取締役の報酬等の諮問結果は、監査等委員会の協議により、それぞれ決定します。

当事業年度における個人別の取締役報酬決定に係わる活動状況は以下のとおりです。

2020年3月25日の取締役会において、取締役人事総務部長から固定報酬及び変動報酬それぞれの加算額、変動報酬係数など報酬確定に係わる基本的な評価方針の提示を受け、当該方針について審議いたしました。同取締役会後、同年4月22日までの間に、監査等委員会は、電話会議や電磁的方法による数回の会議を行い、取締役人事総務部長への質問及びその回答も踏まえ、固定報酬及び変動報酬それぞれの支給額方針案をまとめました。取締役会で指名した取締役会長、取締役人事総務部長が作成した取締役報酬総額案に基づき、同年4月23日の取締役会で再審議を行い、監査等委員より新型コロナウイルス感染症拡大などによる業績への影響、配当予想を勘案し、全取締役の固定報酬を減額すべきとの提言を受け審議いたしました。その結果、通期業績の結果次第では減額の検討を行うことを決議し報酬総額案について承認し、取締役毎の個別報酬は代表取締役社長に一任することを決定いたしました。2021年2月10日の取締役会で、会社業績の評価を行い2020年4月23日の取締役会で決議した固定報酬を減額しないことを決定いたしました。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	変動報酬	株式報酬(注)	
取締役 (監査等委員を除く。) (社外取締役を除く。)	64,618	46,453	12,842	5,322	5

取締役（監査等委員） （社外取締役を除く。）	6,160	5,760	400	-	1
社外役員	4,385	4,140	245	-	2

(注) 親会社のビービー・ピーエルシー株式報酬は、当年度に費用計上した報酬金額を表示しております。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なものがないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、もっぱら株式の価値の変動または配当によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式に区分し、安定的かつ長期的な取引関係の構築または協働ビジネス展開の円滑化及び強化を目的として保有する株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

(イ) 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、または協働ビジネス展開の円滑化及び強化等の観点から、当社の中長期的な企業価値向上に資すると判断した場合に、株式を取得し保有することとしております。

この方針に基づき、保有するうえで中長期的な経済合理性や取引先との総合的な関係の維持・強化の観点から保有効果等について検証し取締役会へ報告を行い、保有効果が希薄化した場合には売却を行っております。議決権行使については、保有先企業の経営状態や当社の価値を毀損するような議案の有無を精査したうえで、議案への賛否を判断します。なお、政策保有株式にかかる議決権の行使にあたり、利益相反のおそれがある場合には、関連部門と協議の上、適切な対応を実施いたします。

(ロ) 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(千円)
非上場株式以外の株式	1	51,505

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(千円)	株式数の増加の理由
非上場株式以外の株式	1	2,941	営業上の取引関係の維持強化のため取引先持株会に加入しており定期取得によるもの

(ハ) 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報

特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)	株式数(株) 貸借対照表計上額 (千円)		
(株)オートバックスセブン	36,093.549	33,958.237	(保有目的) 営業上の取引関係の維持強化 (定量的な保有効果) 保有効果を定量的に認識することは困難ですが、毎期、政策保有株式についてその意義を検証し、営業上の取引関係の維持強化の効果があると判断しております。 (増加した理由) 取引先持株会に加入しており定期取得によるものです。	無
	51,505	58,408		

みなし保有株式

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

### 1 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度（2020年1月1日から2020年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

### 3 連結財務諸表について

「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を誤らせない程度に重要性が乏しいものとして、連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準及び利益剰余金基準による割合を示すと次のとおりであります。

資産基準	0.0%
売上高基準	- %
利益基準	0.0%
利益剰余金基準	0.0%

会社間項目の消去後の数値により算出しております。

### 4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種セミナー等に参加しております。

## 1 【財務諸表等】

## (1) 【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	320,696	171,283
電子記録債権	15,089	19,642
売掛金	2,422,363	2,257,498
商品及び製品	687,367	608,220
原材料及び貯蔵品	25,714	44,051
前払費用	32,716	16,595
短期貸付金	9,090,751	9,347,185
未収入金	365,969	388,148
その他	10,310	2,350
流動資産合計	12,970,979	12,854,975
固定資産		
有形固定資産		
建物	186,623	186,623
減価償却累計額	166,656	169,138
建物(純額)	19,967	17,485
工具、器具及び備品	575,713	606,917
減価償却累計額	372,886	404,416
工具、器具及び備品(純額)	202,826	202,501
有形固定資産合計	222,793	219,986
無形固定資産		
ソフトウェア	2,481	1,888
その他	2,560	2,414
無形固定資産合計	5,041	4,303
投資その他の資産		
投資有価証券	58,408	51,505
関係会社株式	5,200	5,200
破産更生債権等	-	12,117
長期前払費用	792	464
前払年金費用	475,697	576,660
繰延税金資産	49,632	59,862
その他	86,785	84,281
貸倒引当金	-	12,117
投資その他の資産合計	676,516	777,974
固定資産合計	904,351	1,002,264
資産合計	13,875,330	13,857,239

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	903,807	681,862
未払金	949,510	1,044,649
未払費用	431,641	576,379
未払法人税等	392,465	414,098
預り金	11,376	11,380
賞与引当金	133,387	88,012
その他	10,631	42,721
流動負債合計	2,832,819	2,859,105
固定負債		
その他	16,993	28,396
固定負債合計	16,993	28,396
負債合計	2,849,812	2,887,502
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	1,491,350	1,491,350
資本剰余金		
資本準備金	1,749,600	1,749,600
資本剰余金合計	1,749,600	1,749,600
利益剰余金		
利益準備金	189,785	189,785
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	7,590,562	7,541,611
利益剰余金合計	7,780,348	7,731,397
自己株式	6,973	6,973
株主資本合計	11,014,325	10,965,374
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	11,192	4,362
評価・換算差額等合計	11,192	4,362
純資産合計	11,025,517	10,969,737
負債純資産合計	13,875,330	13,857,239

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
売上高	12,534,244	10,829,191
売上原価		
商品期首たな卸高	785,845	687,367
当期商品仕入高	6,192,426	4,768,899
合計	6,978,271	5,456,266
商品期末たな卸高	687,367	608,220
売上原価	6,290,904	4,848,045
売上総利益	6,243,339	5,981,145
販売費及び一般管理費		
販売費及び一般管理費	1 3,728,191	1 3,582,744
営業利益	2,515,147	2,398,401
営業外収益		
受取利息	9,002	11,961
受取手数料	12,194	11,214
受取補償金	4,134	3,226
雑収入	24,952	22,938
その他	4,219	2,081
営業外収益合計	54,503	51,422
営業外費用		
為替差損	2,825	1,437
雑損失	14,345	-
営業外費用合計	17,170	1,437
経常利益	2,552,480	2,448,386
特別損失		
固定資産除却損	2 1,737	2 474
特別退職金	3 47,373	3 172,977
特別損失合計	49,110	173,452
税引前当期純利益	2,503,370	2,274,934
法人税、住民税及び事業税	769,267	724,059
法人税等調整額	36,666	7,215
法人税等合計	805,933	716,843
当期純利益	1,697,436	1,558,090

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年 1月 1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,491,350	1,749,600	1,749,600	189,785	7,683,833	7,873,618
当期変動額						
剰余金の配当					1,790,707	1,790,707
当期純利益					1,697,436	1,697,436
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	93,270	93,270
当期末残高	1,491,350	1,749,600	1,749,600	189,785	7,590,562	7,780,348

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,859	11,107,709	14,312	14,312	11,122,021
当期変動額					
剰余金の配当		1,790,707			1,790,707
当期純利益		1,697,436			1,697,436
自己株式の取得	113	113			113
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			3,119	3,119	3,119
当期変動額合計	113	93,384	3,119	3,119	96,503
当期末残高	6,973	11,014,325	11,192	11,192	11,025,517

当事業年度(自 2020年 1月 1日 至 2020年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他 利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,491,350	1,749,600	1,749,600	189,785	7,590,562	7,780,348
当期変動額						
剰余金の配当					1,607,041	1,607,041
当期純利益					1,558,090	1,558,090
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						
当期変動額合計	-	-	-	-	48,951	48,951
当期末残高	1,491,350	1,749,600	1,749,600	189,785	7,541,611	7,731,397

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	6,973	11,014,325	11,192	11,192	11,025,517
当期変動額					
剰余金の配当		1,607,041			1,607,041
当期純利益		1,558,090			1,558,090
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			6,829	6,829	6,829
当期変動額合計	-	48,951	6,829	6,829	55,780
当期末残高	6,973	10,965,374	4,362	4,362	10,969,737

## 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税引前当期純利益	2,503,370	2,274,934
減価償却費	108,235	110,996
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	12,117
賞与引当金の増減額(は減少)	6,936	45,375
前払年金費用の増減額(は増加)	115,867	100,962
受取利息及び受取配当金	11,150	14,043
固定資産除却損	1,737	474
売上債権の増減額(は増加)	108,486	160,311
たな卸資産の増減額(は増加)	97,221	60,808
その他の資産の増減額(は増加)	210,894	6,941
仕入債務の増減額(は減少)	176,077	221,944
未払金の増減額(は減少)	20,186	96,127
その他の負債の増減額(は減少)	34,980	185,943
小計	2,734,709	2,512,446
利息及び配当金の受取額	10,496	13,614
法人税等の支払額	794,247	700,133
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,950,957	1,825,926
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
貸付けによる支出	1,500,000	-
貸付金の回収による収入	1,500,000	-
定期預金の預入による支出	-	1,280
定期預金の払戻による収入	100	3,382
有形固定資産の取得による支出	120,246	109,337
無形固定資産の取得による支出	324	1,570
投資有価証券の取得による支出	2,845	2,941
投資有価証券の売却による収入	4,070	-
投資活動によるキャッシュ・フロー	119,245	111,746
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
配当金の支払額	1,789,176	1,605,047
自己株式の取得による支出	113	-
財務活動によるキャッシュ・フロー	1,789,290	1,605,047
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	42,422	109,132
現金及び現金同等物の期首残高	1,353,042	1,395,464
現金及び現金同等物の期末残高	1 1,395,464	1 1,504,597

【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法
  - (1) 子会社株式  
移動平均法による原価法
  - (2) その他有価証券  
時価のあるもの  
決算期末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
  
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法  
総平均法による原価法  
(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)
  
- 3 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
定率法  
ただし、2016年4月以降に取得した建物(建物附属設備)及び構築物については、定額法を採用しておりません。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～18年
工具、器具及び備品	3～15年
  - (2) 無形固定資産  
定額法  
なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
  
- 4 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えて、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金  
従業員の年度末賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
  - (3) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。退職給付引当金、前払年金費用及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
  
- 5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。
  
- 6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会)

#### (1) 概要

国際会計基準審議会( IASB )及び米国財務会計基準審議会( FASB )は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」( IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606 )を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

#### (2) 適用予定日

2022年12月期の期首から適用します。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

#### (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改訂され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

#### (2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

#### (1) 概要

関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

#### (2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

(1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の年度末より適用予定であります。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の再拡大の影響により、収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、社会経済活動への影響は翌事業年度末へ向けて緩やかに持ち直していくと仮定しており、現時点において会計上の見積り及び見積りを伴う判断に与える重要な影響はありませんでした。

なお、この仮定は不確実性が高く、新型コロナウイルス感染症の拡大状況や経済環境への影響が変化した場合には、将来の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (貸借対照表関係)

## 当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。これら契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
当座貸越極度額	300,000千円	300,000千円
借入実行残高	- 千円	- 千円
差引額	300,000千円	300,000千円

## (損益計算書関係)

- 1 販売費に属する費用のおおよその割合は41%であり、一般管理費に属する費用のおおよその割合は59%であります。主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
運賃・保管料	593,537千円	502,935千円
販売促進費	420,499千円	453,489千円
従業員給料手当	736,700千円	727,286千円
賞与	106,217千円	86,316千円
業務委託料	355,856千円	458,126千円
ロイヤリティ	605,169千円	523,358千円
減価償却費	110,456千円	113,330千円

- 2 固定資産除却損の内訳は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
建物付属設備	592千円	- 千円
工具、器具及び備品	554千円	328千円
電話加入権	590千円	145千円
計	1,737千円	474千円

- 3 特別退職金の内容は、次のとおりであります。

前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

一部業務の外部委託に伴う希望退職制度実施による特別退職加算金と再就職支援費用であります。

当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

人員体制の適正化を目的とした希望退職制度実施による特別退職加算金と再就職支援費用であります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,975,189	-	-	22,975,189

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	17,371	79	-	17,450

(変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

単位未満株式の買取りによる増加 79株

## 3 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年3月26日 定時株主総会	普通株式	987,186	43.00	2018年12月31日	2019年3月27日
2019年7月26日 取締役会決議	普通株式	803,520	35.00	2019年6月30日	2019年9月2日

## (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	918,309	40.00	2019年12月31日	2020年3月26日

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	22,975,189	-	-	22,975,189

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	17,450	-	-	17,450

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月25日 定時株主総会	普通株式	918,309	40.00	2019年12月31日	2020年3月26日
2020年7月28日 取締役会	普通株式	688,732	30.00	2020年6月30日	2020年9月1日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	895,351	39.00	2020年12月31日	2021年3月26日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

1 キャッシュ・フロー計算書における現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
現金及び預金	320,696千円	171,283千円
融資期間が3か月以内の短期貸付金	1,090,751千円	1,347,185千円
預入期間が3か月を超える定期預金	15,983千円	13,870千円
現金及び現金同等物	1,395,464千円	1,504,597千円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引  
 該当事項はありません。

2 オペレーティング・リース取引(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
1年内	8,336	8,639
1年超	17,067	13,358
合計	25,404	21,997

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社の資金運用については、短期運用の預金等に限定しており、資金調達については、自己資金において賄っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期貸付金は、BPグループのインハウス・バンクを運営しているビーピー・インターナショナルに対するものであります。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、債権管理規程等に従い、取引先毎に期日管理及び残高管理を行うとともに、主要な取引先の信用状況を定期的に把握し、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価及び発行体（取引先企業）の財務状況を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持するほか、金融機関との当座貸越契約締結などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額の外、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(5) 信用リスクの集中

当事業年度の決算日現在における営業債権のうち42.3%（前事業年度は38.8%）が特定の大口顧客に対するものであります。

## 2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません(注2)参照)。

前事業年度(2019年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	320,696	320,696	-
(2) 電子記録債権	15,089	15,089	-
(3) 売掛金	2,422,363	2,422,363	-
(4) 短期貸付金	9,090,751	9,090,751	-
(5) 未収入金	365,969	365,969	-
(6) 投資有価証券 その他有価証券	58,408	58,408	-
資産計	12,273,278	12,273,278	-
(1) 買掛金	903,807	903,807	-
(2) 未払金	949,510	949,510	-
(3) 未払法人税等	392,465	392,465	-
(4) 預り金	11,376	11,376	-
負債計	2,257,159	2,257,159	-
デリバティブ取引	-	-	-

当事業年度(2020年12月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	171,283	171,283	-
(2) 電子記録債権	19,642	19,642	-
(3) 売掛金	2,257,498	2,257,498	-
(4) 短期貸付金	9,347,185	9,347,185	-
(5) 未収入金	388,148	388,148	-
(6) 投資有価証券			
その他有価証券	51,505	51,505	-
(7) 破産更生債権等	12,117	12,117	-
貸倒引当金( )	12,117	12,117	-
	-	-	-
資産計	12,235,263	12,235,263	-
(1) 買掛金	681,862	681,862	-
(2) 未払金	1,044,649	1,044,649	-
(3) 未払法人税等	414,098	414,098	-
(4) 預り金	11,380	11,380	-
負債計	2,151,992	2,151,992	-
デリバティブ取引	-	-	-

( ) 破産更生債権等に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 資 産

(1) 現金及び預金、(2) 電子記録債権、(3) 売掛金、(4) 短期貸付金、(5) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照ください。

(7) 破産更生債権等

破産更生債権等については、回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

#### 負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等、(4) 預り金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

当社は、デリバティブ取引を全く行っておりませんので、該当事項はありません。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2019年12月31日	2020年12月31日
関係会社株式(*)	5,200	5,200

(\*) 関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(6) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2019年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	320,537	-	-	-
電子記録債権	15,089	-	-	-
売掛金	2,422,363	-	-	-
短期貸付金	9,090,751	-	-	-
未収入金	365,969	-	-	-
合計	12,214,712	-	-	-

当事業年度(2020年12月31日)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	171,178	-	-	-
電子記録債権	19,642	-	-	-
売掛金	2,257,498	-	-	-
短期貸付金	9,347,185	-	-	-
未収入金	388,148	-	-	-
合計	12,183,652	-	-	-

(有価証券関係)

## 1 子会社株式

子会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は5,200千円、前事業年度の貸借対照表計上金額は5,200千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

## 2 その他有価証券

前事業年度(2019年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	58,408	42,275	16,132
	小計	58,408	42,275	16,132
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		58,408	42,275	16,132

(注) 期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄は原則として減損処理を行い、30~50%下落した銘柄は、過去1年間の日々の終値が一度も30%以内の下落に回復しなかった場合には、原則として減損処理を行うこととしております。

当事業年度(2020年12月31日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	51,505	45,216	6,288
	小計	51,505	45,216	6,288
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		51,505	45,216	6,288

(注) 減損会計にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した銘柄は原則として減損処理を行い、30~50%下落した銘柄は、過去1年間の日々の終値が一度も30%以内の下落に回復しなかった場合には、原則として減損処理を行うこととしております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金、前払年金費用及び退職給付費用を計算しております。

また、確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は複数事業主制度に基づくものであり、自社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に算定することができるため、簡便法を適用した確定給付制度として記載しております。

2 簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

	(千円)	
	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
前払年金費用の期首残高	359,830	475,697
退職給付費用	38,728	23,310
制度への拠出額	77,138	77,652
前払年金費用の期末残高	475,697	576,660

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	(千円)	
	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	788,817	813,297
年金資産	1,264,514	1,389,957
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	475,697	576,660
前払年金費用	475,697	576,660
貸借対照表上に計上された負債と資産の純額	475,697	576,660

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	前事業年度	38,728千円	当事業年度	23,310千円
----------------	-------	----------	-------	----------

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用	102,389千円	92,936千円
賞与引当金	40,843千円	26,949千円
未払事業税	23,053千円	26,993千円
敷金	11,978千円	12,738千円
未払金	10,287千円	50,046千円
その他	12,262千円	30,506千円
繰延税金資産小計	200,815千円	240,170千円
評価性引当額	584千円	584千円
繰延税金資産合計	200,230千円	239,585千円
繰延税金負債		
前払年金費用	145,658千円	176,573千円
その他有価証券評価差額金	4,939千円	1,925千円
その他	- 千円	1,224千円
繰延税金負債合計	150,598千円	179,723千円
繰延税金資産の純額	49,632千円	59,862千円

## 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.19%	0.65%
住民税等均等割等	0.35%	0.38%
その他	0.03%	0.14%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.19%	31.51%

## (資産除去債務関係)

前事業年度末(2019年12月31日)及び当事業年度末(2020年12月31日)

金額的重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)及び当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社の事業は、潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略していません。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に分類した額が、損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略していません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略していません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社オートバックスセブン	3,870,739	潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービス区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略していません。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高に分類した額が、損益計算書の売上高の90%超であるため、記載を省略していません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略していません。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社オートバックスセブン	3,606,836	潤滑油の販売並びにこれらに付帯する事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

## 1 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等に限る。)等

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	カストロール・リミテッド	イギリス (バングポーン)	7百万ポンド	工業用、船舶用、自動車用潤滑油の販売	(被所有) 直接 53.3 間接 11.6	商標・ライセンス契約の締結	ロイヤリティの支払	605,169	未収入金	10,064

(注) 当社とカストロール・リミテッドの間にはBP及びCastrolブランド製品に関する「Intellectual Property and Technology License Agreement(ライセンス契約)」が締結されており、ロイヤリティを支払っております。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	カストロール・リミテッド	イギリス (バングポーン)	7百万ポンド	工業用、船舶用、自動車用潤滑油の販売	(被所有) 直接 53.3 間接 11.6	商標・ライセンス契約の締結	ロイヤリティの支払	523,358	未収入金	8,910

(注) 当社とカストロール・リミテッドの間にはBP及びCastrolブランド製品に関する「Intellectual Property and Technology License Agreement(ライセンス契約)」が締結されており、ロイヤリティを支払っております。

## (イ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ビーピー・インターナショナル・リミテッド	イギリス(ロンドン)	33,538百万ポンド	石油事業全般	-	金銭貸借契約を締結	資金の貸付	-	短期貸付金	9,090,751
							利息の受取	9,002	未収利息	2,833

(注) ビーピー・インターナショナル・リミテッドは、ビーピー・ピーエルシーが100%所有している会社であり、BPグループ間の取引に関する決済及びBPグループの資金運用を行う機関として機能しております。資金の貸付に関する取引金額については短期間での借入・返済を繰り返しているため記載を省略しております。金利については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
同一の親会社を持つ会社	ビーピー・インターナショナル・リミテッド	イギリス(ロンドン)	33,538百万ポンド	石油事業全般	-	金銭貸借契約を締結	資金の貸付	-	短期貸付金	9,347,185
							利息の受取	11,961	未収利息	3,263

(注) ビーピー・インターナショナル・リミテッドは、ビーピー・ピーエルシーが100%所有している会社であり、BPグループ間の取引に関する決済及びBPグループの資金運用を行う機関として機能しております。なお、資金の貸付については、市場金利を勘案した合理的な利率によっております。

## 2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

ビーピー・ピーエルシー(ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所に上場)

パーマ・カストロール・ピーエルシー、カストロール・リミテッド(非上場)

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額	480円25銭	477円82銭
1株当たり当期純利益金額	73円93銭	67円86銭

(注) 1 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

2 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益(千円)	1,697,436	1,558,090
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,697,436	1,558,090
普通株式の期中平均株式数(株)	22,957,770	22,957,739

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	186,623	-	-	186,623	169,138	2,481	17,485
工具、器具及び備品	575,713	107,605	76,402	606,917	404,416	107,602	202,501
計	762,337	107,605	76,402	793,541	573,554	110,084	219,986
無形固定資産							
ソフトウェア	398,124	320	2,380	396,064	394,175	912	1,888
その他	2,560	-	145	2,414	-	-	2,414
計	400,684	320	2,525	398,478	394,175	912	4,303
投資その他の資産							
長期前払費用	1,640	-	-	1,640	1,175	328	464
計	1,640	-	-	1,640	1,175	328	464

(注) 1 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

  工具、器具及び備品

    ATFチェンジャーの取得 101,554千円

2 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

  工具、器具及び備品

    ATFチェンジャーの除却 73,975千円

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

該当事項はありません。

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	-	12,117	-	-	12,117
賞与引当金	133,387	88,012	133,387	-	88,012

## 【資産除去債務明細表】

資産除去債務に関しては、資産除去債務の負債計上に代えて、賃貸借契約に関連する敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、当事業年度の負担に属する金額を費用に計上する方法によっているため、該当事項はありません。

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

## 資産の部

## 1) 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	105
預金	
当座預金	138,678
普通預金	14,459
定期預金	13,870
別段預金	3,177
郵便振替貯金	992
計	171,178
合計	171,283

## 2) 電子記録債権

## イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
トヨタモビリティパーツ株式会社	19,642
合計	19,642

## ロ 期日別内訳

期日	金額(千円)
2021年 1月	9,186
2月	10,456
合計	19,642

3) 売掛金

イ 相手先別内訳

相手先	金額(千円)
株式会社オートバックスセブン	963,057
トヨタモビリティパーツ株式会社	337,781
トヨタカローラ南海株式会社	108,087
株式会社日新商会	105,479
株式会社イエローハット	95,917
その他	647,176
合計	2,257,498

ロ 売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率(%)	滞留期間(日)
(A)	(B)	(C)	(D)	(C) (A) + (B) × 100	(A) + (D) 2 (B) 366
2,422,363	13,465,356	13,630,221	2,257,498	85.8	63.6

(注) 消費税等の会計処理は、税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

4) 商品及び製品

区分		金額(千円)
商品	潤滑油	574,705
	小計	574,705
未着商品	潤滑油	33,515
	小計	33,515
合計		608,220

5) 原材料及び貯蔵品

区分		金額(千円)
原材料	添加剤	3,030
	小計	3,030
貯蔵品	販売促進用物品	41,020
	小計	41,020
合計		44,051

## 6) 短期貸付金

相手先	金額(千円)
ビーピー・インターナショナル・リミテッド	9,347,185
合計	9,347,185

## 7) 未収入金

相手先	金額(千円)
中外油化学工業株式会社	194,180
ENEOS株式会社	88,119
ビーピー・ジャパン株式会社	57,978
SK lubricants Co., Ltd.	15,816
カストロール・リミテッド	8,910
その他	23,142
合計	388,148

## 負債の部

## 1) 買掛金

相手先	金額(千円)
ENEOS株式会社	379,290
中外油化学工業株式会社	263,621
ビーピー・ヨーロッパSE	17,018
アスパック・ルブリカンツ(マレーシア)	11,240
東亜化成株式会社	8,785
その他	1,906
合計	681,862

## 2) 未払金

相手先	金額(千円)
日本通運株式会社	174,832
品川税務署	144,228
アフトンケミカル・ジャパン株式会社	128,948
株式会社オートバックスセブン	94,935
インフィニウムジャパン株式会社	52,057
その他	449,646
合計	1,044,649

## 3) 未払費用

区分	金額(千円)
リベート	290,823
業務委託料	94,068
広告宣伝費	79,323
社会保険料	10,501
会計監査料	10,300
その他	91,362
合計	576,379

## (3) 【その他】

## 当事業年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高(千円)	2,388,780	4,904,622	7,767,085	10,829,191
税引前 四半期(当期)純利益金額(千円)	350,124	932,920	1,630,530	2,274,934
四半期(当期)純利益金額(千円)	236,782	632,258	1,104,889	1,558,090
1株当たり 四半期(当期)純利益金額(円)	10.31	27.54	48.12	67.86

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり 四半期純利益金額(円)	10.31	17.22	20.58	19.74

## 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告とします。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告することができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。
株主に対する特典	なし

(注) 当会社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 法令により定款をもってしても制限することが出来ない権利
- (2) 取得請求権付株式を取得することを請求する権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 単元未満株式の買増しを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

### 1 【提出会社の親会社等の情報】

当社の親会社等には、「ビーピー・ピーエルシー」、「バーマ・カストロール・ピーエルシー」、「カストロール・リミテッド」の3社があります。当社の実質的な親会社である「ビーピー・ピーエルシー」は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等ではありません。「ビーピー・ピーエルシー」は、「バーマ・カストロール・ピーエルシー」の親会社であります。また、「バーマ・カストロール・ピーエルシー」は、「カストロール・リミテッド」の親会社であります。

「ビーピー・ピーエルシー」は上記2社と当社を含んだ財務報告書を継続開示しております。なお、「バーマ・カストロール・ピーエルシー」、「カストロール・リミテッド」の個別の計算書類等は作成されておらず、入手出来ないために、記載・添付をしておりません。

### 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 及びその添付書類 並びに確認書	事業年度 (第43期)	自 2019年1月1日 至 2019年12月31日	2020年3月25日 関東財務局長に提出。
(2) 内部統制報告書 及びその添付書類			2020年3月25日 関東財務局長に提出。
(3) 四半期報告書、 四半期報告書の確認書	第44期 第1四半期	自 2020年1月1日 至 2020年3月31日	2020年5月12日 関東財務局長に提出。
	第44期 第2四半期	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	2020年8月11日 関東財務局長に提出。
	第44期 第3四半期	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	2020年11月10日 関東財務局長に提出。
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2 (株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく 臨時報告書		2020年3月26日 関東財務局長に提出。

**第二部 【提出会社の保証会社等の情報】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年3月25日

ビーピー・カストロール株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 鈴木 基之 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 稲垣 直明 印

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているビーピー・カストロール株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ビーピー・カストロール株式会社の2020年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ビーピー・カストロール株式会社の2020年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、ビーピー・カストロール株式会社が2020年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。